

と考える。事業に対する住民の意見、アンケート調査をし、また乗降調査も実施していることから、事業内容の精査はおおむね実施できているものと考えられるが、この事業を続けるのであれば、利用券の配布をするなど、利用者数を勘案した事業費となるよう適正化が必要である。また、同じ市民で、バスルートの有無で利用格差が生まれていることやバスでしか使用できない等、利便性が低い現状があり、もっと市民が公平にこの事業を活用できるように改善すべきである。市内コミュニティバス等の導入を早急に検討すべきだ。

⑤住宅新築資金貸付金事業「継続」

住民に対する当該資金貸付けにより生活の安定、住環境の改善等の目的は達成されたと考えるが、借受者よりの貸付金の回収が進まず、毎年赤

字額が膨らんでいる現状が昨年と同様にある。本市の財政状況を考慮すると、当初予算から約二億七千万円もの赤字を抱えたままのスタートとなっている。支払い能力の明らかにある人への回収を強化することはもちろんであるが、貸付金の回収が不能となっているものについては、任意整理も踏まえ貸付金の回収を図るべきである。また、行方不明、死亡等により償還が不可能と認められる案件に関しては、不能欠損処理等の回収不能として処理する方法を認められるよう国に対しても交渉していくべきである。

⑥一部事務組合負担金事業「拡充」

市民生活にとって必要不可欠であり、必要性は当然高い事業ではあるが、市の負担が約三億円、全体で約四億三千万円もの経費が昨年と同様かかっていることから、事業の

効率化及びすべての項目の経費について、削減できないかを検討すべきであり、目標期間を設定した収支の改善・コスト削減の実施計画の早急な策定を求める。

また、昨年も求めたが、組合議会の予算や執行状況、事業の実績等を市の広報などを通じて市民に情報提供することを強く求める。

市内の二業者が地区割りをしていることから、競争原理が働かないので、くみ取り料が安くなる方法を考えるべきである。

⑦生活保護事業「拡充」

日本国憲法第二十五条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を補助することを目的として国が定めた事業であり、必要性・妥当性・効率性・緊急性がある事業である。保護基準に適合した認定開始・廃止が厳格に行われているか、やや疑問で

あり、その都度現状の把握が必要であると同時に、申請者には十分な聞き取り調査をして、他課との関係を密にすることを望む。また、生活保護費が切り下げられている現状、担保物件の提供等、いろいろな問題については市から国への要望をすべきである。さらに、受給者の自立支援拡充にも努めるべきである。

⑧介護認定事業「継続」

要介護度・要支援度の判定が低くなってきているため、不満の声が多いと考える。介護現場や当事者多数の意向や実態をつかみ、本当に必要な人が介護から外れることがないよう、お年寄りの立場に立った、適正な認定に努力されたい。

⑨給食調理民間委託業務「継続」

中学校の給食調理民間委託業務事業に関しては一定の成果が得られてい

るが、食育の取り組みを初め、地元生鮮食品、米粉、地元米の活用を積極的に行うべきである。

今後は、学校の再編計画の策定を急ぎ、小学校の給食業務の運営方法も含め、市全体の給食業務のあり方を総合的に検討すべきであると考える。

⑩市体育施設維持管理事業「継続」

市総合グラウンドの高額な借地料、施設の老朽化等の問題を考えれば、県への移管を急ぐべき重要項目として取り組むべきである。

また、借地料の改定・見直しも関係者と協議を急ぎ進める必要がある。

⑪市営バス貸切事業「縮小」

平成十九年度の議会評価では「改善」であったが、平成二十年度では、「縮小」と評価した。昨年度同様、民間事業者の参入も規制緩和により多

く、必要性、妥当性は低いと考えられる。緊急性も乗り合いバス事業が優先されることから低いと判断した。また競輪ファン送迎事業を除けば、赤字であることは本年も変わりなく、事業の効率化は、急ぎ取り組むべき課題である。

今後は、経営改善も行いながら、貸し切り営業・企画力の強化も図らなければならぬが、総合的に判断すると収支改善が不可能なときには、近い将来（二〜三年後）、一般貸切旅客自動車運送事業は廃止（競輪ファン送迎事業を除く）すべきであると考える。

その他の意見

現在、経営収支改善策として民間事業者への委託、「管理の受委託」の事業化を進めているが、事業の十分な精査と各機関との協議が最終決定するまで、事業実施期日の延長をすべきと考える。

平成 20 年度 決算審査概要

昨年は決算審査特別委員会であったが、本年度は予算決算常任委員会として、より来年度の予算編成につながる決算審査を行いました。

11の事務事業評価を中心に、決算を計数的にとらえるより、事業の内容、手法を審査する方法をとりました。

各日を時間割とし、各課長より主要施策の説明を受け、質疑をし、部局別集中審査を行いました。

平成 20 年度 決算議案

議案第 52 号 平成 20 年度一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 53 号～議案第 60 号

平成 20 年度特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 61 号 平成 20 年度水道事業会計決算の認定について

議案第 62 号 平成 20 年度自動車運送事業会計決算の認定について

● 予算決算常任委員会 日程表 ●

	AM	PM
9月14日(月) 決算審査 全体説明・全体質疑	①水道部 ②会計課・議会	③総務部
9月15日(火) 決算審査 全体説明・全体質疑	④運輸部	⑤産業建設部
9月16日(水) 決算審査 全体説明・全体質疑	⑥教育委員会	⑦保健福祉部
9月17日(木) 決算審査 全体説明・全体質疑	⑧市民環境部	⑧市民環境部 運輸部 監査報告 監視検査課
9月18日(金) 予算審査 平成21年度補正	H21年度補正予算審査	H21年度補正予算審査
9月24日(木) 決算審査 議会評価報告書作成	議会評価報告書作成	議会評価報告書作成
9月25日(金) 全体会議	議会評価報告書作成	総括質疑・自由討議・討論・採決

総務産建常任委員会

天羽 篤 委員長

本委員会には二議案と請願第四号が付託された。その概要は次のとおり。
書参照）

◎議案第六十九号 小松

島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
消防法の改正に伴い、条項数字のみの変更。

◎議案第七十号 小松島

市自転車競走実施条例の一部を改正する条例
競輪事務の一部を委託している中国四国自転車競輪連盟が解散する。新たに民間の公益法人に委託できるように改正する。

◎請願第四号 「国立大 学法人等の安定的な運営の確保を求める」一件について

国立大学法人が安定的な運営ができるよう、運

営交付金が確実に措置されるよう求める。（意見書参照）

審査の結果、議案第

六十九号、第七十号については可決すべきものと決した。請願第四号については採択すべきものと決した。

その他所管事項の質疑

◎定額給付金の周知について

問 申請期限は十月十五日まで。未申請の状況と対応は。

答 九月一日には、七百件の未申請があった。個別に通知した結果、現在の未申請は四百九十件。十月広報で最後の周知をする。

◎枯れ草火災の防止を

問 住宅地に枯れ草が

放置され、火災の発生が心配される。強制的に刈り取りができないか。

答 強制的にはできない。火災予防条例に基

づき、電話、文書で刈り取るよう指導している。

◎防波堤の扉の開閉について

文教厚生常任委員会

井内 建治 委員長

世代間交流健康センター

指定管理者決まる

九月定例会文教厚生常

任委員会に付託された議案三件は、いずれも可決すべきものと決した。請願一件は不採択にすべきものと決した。

改正された議案内容は次のとおり。

議案第七十一号 国民健康保険条例の改正については、出産にかかる被保険者の負担を軽減するため、本年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間の出産に対

し、一時金を四万円引き上げ三十九万円とする。

産科医療費補償制度にかかる上乗せ分を含めると、一時金の額は四十二万円となる。

議案第七十二号 乳幼児等医療費の助成に関する条例の改正について

は、本年十一月診療分から平成二十三年三月診療分までの間、乳幼児等医療費助成制度の対象年齢を現行の七歳未満から小学三年修了時まで拡大す

問 海岸線に設置されている防波堤の扉は、原則常時閉鎖となっている。「常時閉鎖」を知らせる看板を強固なプレートでつくってほ

るための改正である。

議案第七十三号 世代間交流健康センターの指定管理者の指定、市内の特定非営利活動法人グローバルネットワークを指定管理者として指定した。

六月定例会から継続審査中の請願第三号「生活保護の「母子加算」復活を要求する国への意見書」を求め

る」一件については、新政権誕生により、マニフェストに

しい。

答 神田瀬川沿では、プレートに変更されている。順次取り替えると県から聞いている。

も掲げられていたことから、改めて意見書を採用するまでもないとの多数の意見により、不採択にすべきものと決した。



文教厚生常任委員会

市 政 Q & A

発言者名	件 名	要 旨
安平 剛之	1. 地域防災計画について	土石流危険予想地域の簡易雨量計設置について
		土石流対策雨量基準について
		避難場所の名称について (一時・緊急一時・応急・収容・広域等)
	2. 公共施設の点検について	山口県防府市・兵庫県佐用町の避難勧告・指示について
		海岸堤防施設の点検管理について
		地すべり・急傾斜崩壊予防対策について
	3. 入札結果について	河川護岸堤防施設の点検管理について
		橋梁点検について
	武田 清	1. 乗馬倶楽部の活用について
市営バスの1社みのプロポーザル方式について		
2. 神田瀬川上流の排水対策について		健康づくりについて
		観光について
3. 災害時の要援護者の避難支援について		芝生川の草刈り、清掃作業について
		護岸の整備について
宝 覚	1. 国民健康保険について	要援護者台帳への登録者数は。
		要援護者台帳の保管方法及び個人情報の更新方法について
		要援護者の避難支援プランについて
		災害時に備え、個人情報を平常時の民生委員活動に開示できないか。
立川 邦男	1. 国民健康保険について	資格証
		保険税減免
		窓口医療費 (一部負担金) 減免
		子供の医療費無料化
天羽 篤	1. 市営バス事業について	管理の受委託について
		不祥事を防ぐための取り組みについて
	2. 防災対策について	台風9号の被害について
浸水対策について		
3. 地デジ放送への対応について	市民への周知について	
	低所得者対策について	

土石流対策として雨量計を設置しているのか

新居見町にある乗馬倶楽部を観光施設としてPRしてはどうか

答 設置していない

みらいの会 安平 剛之 議員



答 動物と触れ合える市の魅力ある観光になる

清進クラブ 武田 清 議員

